

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（概要）

1. 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

- 調達関連手続の詳細は、地方公共団体の財務規則等で規定。この結果、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて契約を締結することが可能となっている一方で、様式・項目等が地方公共団体ごとに異なっている。また、オンライン化も十分には進んでいない。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用及び申請の電子化・オンライン化を助言。
- 社会全体のDXが求められる中、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、調達関連手続のデジタル完結・ワンズオンリー化を実現することが重要。様式・項目等の共通化についても、さらに踏み込んだ取組を行う必要。

2. 共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

以下の取組の方向性について、地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めることが考えられる。

様式・項目等

入札参加資格審査手続

- ワンズオンリー化の実現に向け、様式・項目等の共通化について踏み込んだ取組が必要。
➔ ①に加えて②を任意に選択して設け、必要に応じて③を設定可能とする

令和3年標準項目

- ・事業者名称、住所、代表者氏名
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ⋮

標準項目を設定
→ 全体共通

今後の取組

- ・事業者名称、住所、代表者氏名 ①
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴 ②
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況等
- ・地域貢献活動の状況 ③
- ・防災協定の締結状況
- ⋮

多数の団体が設定
→ 独自項目
新たに共通化

※ 契約の適正な履行を確保する観点から、地方公共団体が、事業者の能力等を判定するため、必要な範囲内で項目等を設定できるようにする必要

➔ 申請方法（申請時期・受付方法等）の共通化を促す

※ かつて、地方公共団体や事業者の事務負担を増加させないよう考慮する必要

システム

- オンライン化を促すとともに、共通システムの整備については、都道府県単位で共同システムを整備する方法（14の府県で実績）や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法が考えられるが、実現可能性を含めて、地方公共団体の意見を聞きながら具体的な検討が必要。
※ 様式・項目等の共通化が前提。

入札参加資格審査以降の手続 〔入札公告、入札、契約、完了届、請求等〕

- 入札参加資格審査申請と異なり、入札や完了届の提出等は、地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない。
- 一方で、積極的に差異を設ける必要性も大きくはない。
- ➔ 広域で又は全国的に共通システムを整備することを前提として共通化することも考えられる

3. 今後の取組の進め方

- 総務省・地方公共団体でワーキングチームを立上げ。各省庁の取組とも連携して、共通化する具体的な様式・項目・申請方法等やデジタル化の方法を検討。

- メリットや必要性（システム整備・運用コストの抑制、入札不調・不落の減少等）が地方公共団体に十分認識されるよう周知することが重要。その際、経済団体やベンダー事業者の協力を得ることが重要。